

電気料金プラン約款【ファミリープラン】【ビジネスプラン】【シンプルプランⅠ】【シンプルプランⅡ】【ビジネスプラン（動力用）】の新旧対照表

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)	(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)																								
名 称	電気料金プラン約款 【ファミリープラン】 【ビジネスプラン】 【シンプルプランⅠ】 【シンプルプランⅡ】 【ビジネスプラン（動力用）】	電気料金プラン約款 【ファミリープラン】 【ビジネスプラン】 【シンプルプランⅠ】 【シンプルプランⅡ】 【ビジネスプラン（動力用）】																								
実施期日	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2026 年 11 月 1 日</u> より実施いたします。	1 実施期日 電気料金プラン約款は、 <u>2025 年 1 月 1 日</u> より実施いたします。																								
契約種別	3 契約種別 (1) ファミリープラン へ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合 の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって 算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたしま す。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の 電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算 定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたしま す。 なお、ホ（割引制度）を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたも のといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につ き次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額 といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td rowspan="3"><u>840 円 84 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td><u>1,288 円 76 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td><u>1,583 円 68 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td><u>2,031 円 60 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td><u>2,479 円 52 銭</u></td></tr></table>	契約電流 10 アンペア	<u>840 円 84 銭</u>	契約電流 15 アンペア	契約電流 20 アンペア	契約電流 30 アンペア	<u>1,288 円 76 銭</u>	契約電流 40 アンペア	<u>1,583 円 68 銭</u>	契約電流 50 アンペア	<u>2,031 円 60 銭</u>	契約電流 60 アンペア	<u>2,479 円 52 銭</u>	3 契約種別 (1) ファミリープラン へ 電気料金 電気料金は、次により算定いたします。 (イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合 の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって 算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたしま す。 b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の 電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算 定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に よって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたしま す。 なお、ホ（割引制度）を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたも のといたします。 (ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率） (ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につ き次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額 といたします。 <table><tr><td>契約電流 10 アンペア</td><td rowspan="3"><u>587 円 28 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 15 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 20 アンペア</td></tr><tr><td>契約電流 30 アンペア</td><td><u>908 円 42 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 40 アンペア</td><td><u>1,076 円 56 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 50 アンペア</td><td><u>1,397 円 70 銭</u></td></tr><tr><td>契約電流 60 アンペア</td><td><u>1,718 円 84 銭</u></td></tr></table>	契約電流 10 アンペア	<u>587 円 28 銭</u>	契約電流 15 アンペア	契約電流 20 アンペア	契約電流 30 アンペア	<u>908 円 42 銭</u>	契約電流 40 アンペア	<u>1,076 円 56 銭</u>	契約電流 50 アンペア	<u>1,397 円 70 銭</u>	契約電流 60 アンペア	<u>1,718 円 84 銭</u>
契約電流 10 アンペア	<u>840 円 84 銭</u>																									
契約電流 15 アンペア																										
契約電流 20 アンペア																										
契約電流 30 アンペア	<u>1,288 円 76 銭</u>																									
契約電流 40 アンペア	<u>1,583 円 68 銭</u>																									
契約電流 50 アンペア	<u>2,031 円 60 銭</u>																									
契約電流 60 アンペア	<u>2,479 円 52 銭</u>																									
契約電流 10 アンペア	<u>587 円 28 銭</u>																									
契約電流 15 アンペア																										
契約電流 20 アンペア																										
契約電流 30 アンペア	<u>908 円 42 銭</u>																									
契約電流 40 アンペア	<u>1,076 円 56 銭</u>																									
契約電流 50 アンペア	<u>1,397 円 70 銭</u>																									
契約電流 60 アンペア	<u>1,718 円 84 銭</u>																									

(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)		(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)		
	(二) 電力量料金	(二) 電力量料金		
	1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。	1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。		
	a 30アンペア以下	a 30アンペア以下		
	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭
	120 キロワット時をこえ	25 円 38 銭	120 キロワット時をこえ	25 円 32 銭
	200 キロワット時までの 1 キロワット時につき		200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	200 キロワット時をこえ	25 円 40 銭	200 キロワット時をこえ	25 円 34 銭
	250 キロワット時までの 1 キロワット時につき		250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	250 キロワット時をこえ	25 円 42 銭	250 キロワット時をこえ	25 円 36 銭
	300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	300 キロワット時をこえ	26 円 65 銭	300 キロワット時をこえ	26 円 59 銭
	350 キロワット時までの 1 キロワット時につき		350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	350 キロワット時をこえ	27 円 18 銭	350 キロワット時をこえ	27 円 12 銭
	400 キロワット時までの 1 キロワット時につき		400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	400 キロワット時をこえ	27 円 79 銭	400 キロワット時をこえ	27 円 73 銭
	500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	500 キロワット時をこえ	28 円 62 銭	500 キロワット時をこえ	28 円 56 銭
	700 キロワット時までの 1 キロワット時につき		700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	700 キロワット時をこえ	28 円 64 銭	700 キロワット時をこえ	28 円 58 銭
	1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 66 銭	1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 60 銭
	b 40アンペア以上	b 40アンペア以上		
	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭
	120 キロワット時をこえ	25 円 68 銭	120 キロワット時をこえ	25 円 62 銭
	200 キロワット時までの 1 キロワット時につき		200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
	200 キロワット時をこえ	25 円 70 銭	200 キロワット時をこえ	25 円 64 銭
250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	250 キロワット時までの 1 キロワット時につき			
250 キロワット時をこえ	25 円 72 銭	250 キロワット時をこえ	25 円 66 銭	
300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		
300 キロワット時をこえ	26 円 65 銭	300 キロワット時をこえ	26 円 59 銭	
350 キロワット時までの 1 キロワット時につき		350 キロワット時までの 1 キロワット時につき		
350 キロワット時をこえ	27 円 18 銭	350 キロワット時をこえ	27 円 12 銭	
400 キロワット時までの 1 キロワット時につき		400 キロワット時までの 1 キロワット時につき		
400 キロワット時をこえ	27 円 79 銭	400 キロワット時をこえ	27 円 73 銭	
500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		
500 キロワット時をこえ	28 円 62 銭	500 キロワット時をこえ	28 円 56 銭	
700 キロワット時までの 1 キロワット時につき		700 キロワット時までの 1 キロワット時につき		
700 キロワット時をこえ	28 円 64 銭	700 キロワット時をこえ	28 円 58 銭	
1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき		
1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 66 銭	1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 60 銭	

(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)		(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)																													
	(ホ) 割引額 割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。	<table><tr><td>暖房割引</td><td>基本料金の5% (小数点以下切り上げ)</td></tr><tr><td>床暖割引</td><td>基本料金の8% (小数点以下切り上げ)</td></tr><tr><td>家庭用燃料電池割引</td><td>基本料金の10% (小数点以下切り上げ)</td></tr></table>	暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)	床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)	家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)	(ホ) 割引額 割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。	<table><tr><td>暖房割引</td><td>基本料金の5% (小数点以下切り上げ)</td></tr><tr><td>床暖割引</td><td>基本料金の8% (小数点以下切り上げ)</td></tr><tr><td>家庭用燃料電池割引</td><td>基本料金の10% (小数点以下切り上げ)</td></tr></table>	暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)	床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)	家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)															
	暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)																													
	床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)																													
	家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)																													
	暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)																													
	床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)																													
	家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)																													
	(2) ビジネスプラン		(2) ビジネスプラン																												
	へ 電気料金		へ 電気料金																												
	電気料金は、次により算定いたします。		電気料金は、次により算定いたします。																												
(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。		(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。																													
b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。		b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。																													
なお、ホ (割引制度) を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。		なお、ホ (割引制度) を適用する場合の電気料金は、aまたはbから割引額を差し引いたものといたします。																													
(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)		(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)																													
(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	<table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>447 円 92 銭とし、 208 円 00 銭を差し引いたもの</td></tr></table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭とし、 208 円 00 銭を差し引いたもの	(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	<table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>321 円 14 銭とし、 208 円 00 銭を差し引いたもの</td></tr></table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭とし、 208 円 00 銭を差し引いたもの																								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447 円 92 銭とし、 208 円 00 銭を差し引いたもの																														
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭とし、 208 円 00 銭を差し引いたもの																														
(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。	<table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 23 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ</td><td>25 円 68 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえ</td><td>27 円 04 銭</td></tr><tr><td>500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr><tr><td>500 キロワット時をこえ</td><td>27 円 08 銭</td></tr><tr><td>700 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr></table>	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭	120 キロワット時をこえ	25 円 68 銭	300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		300 キロワット時をこえ	27 円 04 銭	500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		500 キロワット時をこえ	27 円 08 銭	700 キロワット時までの 1 キロワット時につき		(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定いたします。	<table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 18 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ</td><td>25 円 62 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえ</td><td>26 円 98 銭</td></tr><tr><td>500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr><tr><td>500 キロワット時をこえ</td><td>27 円 02 銭</td></tr><tr><td>700 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td></td></tr></table>	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭	120 キロワット時をこえ	25 円 62 銭	300 キロワット時までの 1 キロワット時につき		300 キロワット時をこえ	26 円 98 銭	500 キロワット時までの 1 キロワット時につき		500 キロワット時をこえ	27 円 02 銭	700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭																														
120 キロワット時をこえ	25 円 68 銭																														
300 キロワット時までの 1 キロワット時につき																															
300 キロワット時をこえ	27 円 04 銭																														
500 キロワット時までの 1 キロワット時につき																															
500 キロワット時をこえ	27 円 08 銭																														
700 キロワット時までの 1 キロワット時につき																															
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭																														
120 キロワット時をこえ	25 円 62 銭																														
300 キロワット時までの 1 キロワット時につき																															
300 キロワット時をこえ	26 円 98 銭																														
500 キロワット時までの 1 キロワット時につき																															
500 キロワット時をこえ	27 円 02 銭																														
700 キロワット時までの 1 キロワット時につき																															

	(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)					(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)			
		700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 11 銭			700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 05 銭		
		1,000 キロワット時をこえ 1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 15 銭			1,000 キロワット時をこえ 1,500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 09 銭		
		1,500 キロワット時をこえ 2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 19 銭			1,500 キロワット時をこえ 2,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 13 銭		
		2,000 キロワット時をこえ 3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 21 銭			2,000 キロワット時をこえ 3,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 15 銭		
		3,000 キロワット時をこえ 5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 23 銭			3,000 キロワット時をこえ 5,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 17 銭		
		5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 25 銭			5,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 19 銭		
	(ホ) 割引額	割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。				(ホ) 割引額	割引額は次のとおりといたします。なお、電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。		
		暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)			暖房割引	基本料金の5% (小数点以下切り上げ)		
		床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)			床暖割引	基本料金の8% (小数点以下切り上げ)		
		家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)			家庭用燃料電池割引	基本料金の10% (小数点以下切り上げ)		
	(3) シンプルプラン I					(3) シンプルプラン I			
	ニ 電気料金					ニ 電気料金			
		電気料金は、次により算定いたします。					電気料金は、次により算定いたします。		
	(イ) a	別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものとし				(イ) a	別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものとし		
		ます。					ます。		
	b	別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものとし				b	別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものとし		
		ます。					ます。		
	(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。					(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。			
		電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)					電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て)		
		＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)					＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)		
	(ハ) 基本料金					(ハ) 基本料金			
		基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。					基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。		
		契約電流 10 アンペア	870 円 84 銭			契約電流 10 アンペア	617 円 28 銭		
		契約電流 15 アンペア				契約電流 15 アンペア			
		契約電流 20 アンペア				契約電流 20 アンペア			

		(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)		(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)	
		契約電流 30 アンペア	1,318 円 76 銭	契約電流 30 アンペア	938 円 42 銭
		契約電流 40 アンペア	1,638 円 68 銭	契約電流 40 アンペア	1,131 円 56 銭
		契約電流 50 アンペア	2,086 円 60 銭	契約電流 50 アンペア	1,452 円 70 銭
		契約電流 60 アンペア	2,534 円 52 銭	契約電流 60 アンペア	1,773 円 84 銭
		(二) 電力量料金		(二) 電力量料金	
		1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。		1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。	
		a 30アンペア以下		a 30アンペア以下	
		120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭
		120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 38 銭	120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 32 銭
		200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 40 銭	200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 34 銭
		250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 42 銭	250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 36 銭
		300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 65 銭	300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 59 銭
		350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 18 銭	350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 12 銭
		400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 79 銭	400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 73 銭
		500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 62 銭	500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 56 銭
		700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 64 銭	700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 58 銭
		1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 66 銭	1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 60 銭
		b 40アンペア以上		b 40アンペア以上	
		120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭	120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭
		120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 68 銭	120 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 62 銭
		200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 70 銭	200 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 64 銭
		250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 72 銭	250 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 66 銭
		300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 65 銭	300 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 59 銭
		350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 18 銭	350 キロワット時をこえ 400 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 12 銭
		400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 79 銭	400 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 73 銭

(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)				(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)																							
		500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 62 銭			500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 56 銭																				
		700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 64 銭			700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 58 銭																				
		1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 66 銭			1,000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 60 銭																				
	(4) シンプルプランⅡ				(4) シンプルプランⅡ																						
	ニ 電気料金				ニ 電気料金																						
	電気料金は、次により算定いたします。				電気料金は、次により算定いたします。																						
	(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。				(イ) a 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。																						
	b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。				b 別紙1(1)イ（平均燃料価格）によって算定された平均燃料価格が45,900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ（燃料費調整額）によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものいたします。																						
	(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率）				(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数は切り捨て） ＝電気料金 × 消費税率 ÷ （1 + 消費税率）																						
(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 447 円 92 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの				(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき 321 円 14 銭とし、 153 円 00 銭を差し引いたもの																							
(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 23 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>25 円 68 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 04 銭</td></tr><tr><td>500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 08 銭</td></tr><tr><td>700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 11 銭</td></tr></table>				120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 68 銭	300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 04 銭	500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 08 銭	700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 11 銭	(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14（料金の算定および算定期間）に定める当月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>21 円 18 銭</td></tr><tr><td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>25 円 62 銭</td></tr><tr><td>300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>26 円 98 銭</td></tr><tr><td>500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 02 銭</td></tr><tr><td>700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>27 円 05 銭</td></tr></table>				120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 62 銭	300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 98 銭	500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 02 銭	700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 05 銭
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 23 銭																										
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 68 銭																										
300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 04 銭																										
500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 08 銭																										
700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 11 銭																										
120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 18 銭																										
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 62 銭																										
300 キロワット時をこえ 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 98 銭																										
500 キロワット時をこえ 700 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 02 銭																										
700 キロワット時をこえ 1,000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 05 銭																										

(新) 電気料金プラン約款 (2026 年 11 月 1 日実施)				(旧) 電気料金プラン約款 (2025 年 1 月 1 日実施)					
		1, 000 キロワット時をこえ 1, 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 15 銭			1, 000 キロワット時をこえ 1, 500 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 09 銭		
		1, 500 キロワット時をこえ 2, 000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 19 銭			1, 500 キロワット時をこえ 2, 000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 13 銭		
		2, 000 キロワット時をこえ 3, 000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 21 銭			2, 000 キロワット時をこえ 3, 000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 15 銭		
		3, 000 キロワット時をこえ 5, 000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 23 銭			3, 000 キロワット時をこえ 5, 000 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 17 銭		
		5, 000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 25 銭			5, 000 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 19 銭		
		(5) ビジネスプラン (動力用)				(5) ビジネスプラン (動力用)			
		二 電気料金				二 電気料金			
		電気料金は、次により算定いたします。				電気料金は、次により算定いたします。			
		(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45, 900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。				(イ) a 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45, 900円を下回る場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計から別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を差し引き、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。			
		b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45, 900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。				b 別紙1(1)イ (平均燃料価格) によって算定された平均燃料価格が45, 900円以上の場合の電気料金は、基本料金、電力量料金の合計に、別紙1(1)ニ (燃料費調整額) によって算定された燃料費調整額を足し合わせ、別紙2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を足し合わせたものといたします。			
(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1＋消費税率)			(ロ) 電気料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。 電気料金に含まれる消費税等相当額 (1円未満の端数は切り捨て) ＝電気料金 × 消費税率 ÷ (1＋消費税率)						
(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0. 5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。			(ハ) 基本料金 基本料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める算定期間 1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0. 5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。						
		契約電力 1 キロワットにつき	1, 273 円 88 銭			契約電力 1 キロワットにつき	1, 117 円 71 銭		
(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。			(ニ) 電力量料金 1か月の電力量料金は、電気需給約款14 (料金の算定および算定期間) に定める当月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。						
			夏季料金 16 円 89 銭	その他季料金 15 円 35 銭				夏季料金 16 円 83 銭	その他季料金 15 円 29 銭
(ホ) 割引額 電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。			(ホ) 割引額 電気申込書等に記載の割引額を適用することがあります。						